

SMBC・ベトナムレポート~税務編

ベトナムの個人所得税②

本稿では広範囲に及ぶ課税対象給与所得および控除項目について説明します。

2018年1月31日 I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所 米国公認会計士 逆井将也

E-mail: masaya.sakasai@i-glocal.com

一. はじめに

本稿では、ベトナム個人所得税の基本事項である課税対象給与所得および控除項目について説明する。課税対象給与所得は、給与・賞与に加えて様々な手当や福利厚生が課税対象となっており、想定以上に高額になってしまうことが多いため、特に理解しておくべき点である。また、法令上認められている控除項目を正しく理解することで、不要な税金の過払いを防ぐことも大切である。本稿が個人所得税の更なる理解の一助になれば幸いである。

二. 課税対象範囲

(1) ベトナム居住者(注1)の課税対象範囲

ベトナム国内源泉所得だけでなく、日本等ベトナム国外も含めた全世界所得が課税対象となる。

(2) ベトナム非居住者の課税対象範囲

ベトナム国内源泉所得が確定できる場合にはベトナム国内源泉所得が課税対象となり、確定できない場合は全世界所得をベトナム滞在日数で日割り計算した額に会社負担の各種手当(ベトナムでのホテル代等)を加算した額が課税対象となる。

(3) グロスアップ計算

駐在員の手取り給与を保証するため、会社が個人所得税を負担する場合、この会社負担の個人所得税は駐在 員への報酬とみなされ課税対象となる。そのため、税込の給与総額を算出する際には、手取り給与に各種手当

(注1) ベトナム居住者、非居住者の判定基準は、「ベトナムの個人所得税①」を参照

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

および個人所得税を加えた金額から課税所得を逆算計算するグロスアップ計算を行う必要がある。このことは 駐在員一人当たりにかかるコストが大きい一因となっている。

三. 課税対象給与所得

課税対象となる給与所得は、各種手当や福利厚生、個人に対して支払われた会社負担の費用も含まれるため 広範囲に及ぶ。近年課税対象外となる項目は徐々に増えているが、会社負担の以下項目は2018年1月現在で は課税対象と解釈されているため、申告・納税が漏れないよう注意しなければならない。

- > 家賃手当、水道光熱費、住宅管理費
- ▶ 健康診断費用(会社全体で受診する場合、および労働許可書取得のための場合は非課税)
- ▶ 駐在員が休暇で帰国する際の航空券代(社内規定されている場合の年間1往復分は非課税)
- ▶ 駐在員の家族が帰国する際の航空券代
- ▶ 駐在員が日本へ帰任する際の引越手当、赴任中の引越手当(ベトナム赴任時の引越手当は非課税)
- ▶ 駐在員が私用および家族が使用するレンタカー代
- ▶ 社内規定で定めた水準を超えた出張手当
- ▶ ビザ・レジデンスカード取得費用(労働許可証取得費用は非課税)
- ▶ 退職一時金(退職年金は非課税)
- ▶ 語学研修費用(社内規定を用意し、業務に関連する場合は非課税)
- ⇒ ゴルフプレー代、スポーツクラブ会員費、個人名義のゴルフ会員権
- 学校に支払う学費以外の費用(入学金、交通費等)
- 会計事務所への個人所得税申告サービスの費用
- その他業務に関連しない個人に対する費用

四. 控除項目

(1) 給与•事業所得控除

ベトナム居住者の給与所得もしくは個人事業所得に対して、以下の控除が可能である。

▶ 基礎控除

月 9,000,000 VND の控除が可能である。

扶養控除

被扶養者一人当たり月3,600,000 VND の控除が可能である。主に扶養対象となるのは、18歳未満の子ども、所得のない配偶者(男性は60歳以上、女性は55歳以上)および平均月収100万 VND 未満の大学生・専門学生である。必要書類は、法令上出生証明が求められているが、実務上パスポートのコピーおよび戸籍謄本でも認められている。大学生・専門学生の場合は、学生証も併せて必要となる。

社会保険料控除

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

社会保険、健康保険、雇用保険といった強制保険の保険料が控除可能である。日本の健康保険、厚生年金、雇用保険も同質の保険とみなされるため控除ができる。その際、ベトナム語版の社会保険料支払証明書の提出が必要となる。

➢ 寄付金控除

法令で定められた団体に対する寄付金は控除が可能である。

(2) 外国税額控除

他国でも個人所得税を同じ期間に同じ所得に対して重複して納税している場合、日本のようにベトナムと租税条約を締結している国であれば、居住者として申告する国において重複部分を控除できる。ベトナムの法令上、以下の全ての書類の提出が求められている。

- a. 海外の税務署で発行された納税証明書原本(ベトナム語へ翻訳する必要あり)
- b. 海外の個人所得税月次申告書
- c. 海外の個人所得税月次納付書

日本において、aの納税証明書を入手するには、日本の居住者であった期間については、個人で確定申告している必要がある。なお、納税証明書には重複課税期間の納税額の記載が求められるが、日本の納税証明書では一定期間の納税額のみ記載することは難しく、年間納税額が記載される。日本の非居住者の場合は、確定申告は不要で、納税の都度、証明書の発行が可能である。

また、b および c について、日本では個人ごとの月次申告書・納付書を用意することが困難となっているため、説明用の文書を別途用意することが実務上の運用となっている。

控除する金額については、全額控除できるわけではなく、以下の限度額までとする。

税額控除限度額=全世界所得に対する税額×(ベトナム国外所得/全世界所得)

以上より、法令上求められている必要書類を完全に用意することは困難であるため、また、控除限度額により控除できる金額が大きくないこともあるため、重複課税期間がある場合でも控除を申請しないケースも見受けられる。

五. おわりに

上述の通り、給与所得は課税対象が広範囲となるため想定以上に税額が高額になってしまうことがある。課税対象範囲は頻繁に法令改正が行われているため、最新の法令については専門家に確認することをお勧めする。また、日本同様に所得控除がある一方で、外国税額控除については実務上適用できない可能性がある点に注意すべきである。次回は、給与所得以外の課税対象所得の詳細について説明していく。

以上

I-GLOCAL CO., LTD. は2003年にベトナム初の日系会計事務所として設立されました。ベトナム国内に 4拠点を有し、企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティン グ業務、監査、M&A支援、撤退に関する相談までワンストップで提供しております。現在の契約社数は 700社を超え、幅広い業種のお客様を支援してきた実績により、豊富な事例に基づいた助言を提案できることが強みです。

逆井 将也(さかさい まさや)

I-GLOCAL CO., LTD.ハノイ事務所 米国公認会計士

慶應義塾大学商学部卒業。生命保険会社で顧客対応、経理、内部統制等に関わる経験を経て、I-GLOCALに入社。ハノイ事務所にて企業のベトナム進出支援から進出後の会計・税務・人事労務を中心としたコンサルティングに従事。